

変動金利定期預金規定新旧対照表

(下線部分が改定箇所)

新	旧
<p>1 3. (利息：単利型)</p> <p>(1)～(2) 省 略</p> <p>(3)この預金を第5条第1項の規定により満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。</p> <p>①預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および<u>約定利率×30%</u>の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>② 省 略</p> <p>1 4. (利息：複利型)</p> <p>(1)～(2) 省 略</p> <p>(3)この預金を第5条第1項の規定により満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。</p> <p>預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>①6か月未満 <u>約定利率×30%</u></p> <p>②～⑥ 省 略</p> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p>	<p>1 3. (利息：単利型)</p> <p>(1)～(2) 省 略</p> <p>(3)この預金を第5条第1項の規定により満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。</p> <p>①預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および<u>解約日における普通預金の利率</u>によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>② 省 略</p> <p>1 4. (利息：複利型)</p> <p>(1)～(2) 省 略</p> <p>(3)この預金を第5条第1項の規定により満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。</p> <p>預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>①6か月未満 <u>解約日における普通預金の利率</u></p> <p>②～⑥ 省 略</p> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p>